

三豊市公共用地活用型民間保育施設整備運営事業者
募集要項
(公募型プロポーザル)

平成31年1月
三 豊 市

目次

1	目的	1
2	保育施設整備予定地の概要及び貸付条件	1
3	担当部局	1
4	事務手順	2
5	保育施設の整備運営条件及び応募資格	2
6	募集要項の入手方法	2
7	提出書類の受付	2
8	質問及び回答	3
9	審査及び評価	4
10	整備運営事業者の決定及び結果通知	5
11	その他の留意点	5
12	位置図、現地写真、公図、土地詳細	6

様式集（別添）

【様式1】 プロポーザル参加申込書

【様式2】 施設整備計画書

【様式3】 保育事業計画書

【様式4】 収支予算書

【様式5】 質問書

1 目的

近年の子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化し、女性の社会進出、核家族化の進展、ひとり親家庭の増加などを背景に、保育ニーズの高まりが顕著となっており、その動向は三豊市においても例外ではなく、保育施設の利用希望者が急激に増加している。

三豊市内の保育施設は、公立保育所の建て替えや民間保育施設の進出により、利用定員を増やしてきたところであるが、保育ニーズの高まりに対応できていない状況である。平成30年10月1日現在の待機児童は37人となり、さらに、特定の保育施設を希望しているなどの「空き待ち」児童は52人に上り、近年は市内保育施設への低年齢児（特に0歳児～1歳児）の年度途中入所が非常に厳しい状況が続いている。

そこで、市が所有する土地（公共用地）を無償で貸し付け、認可保育施設（保育所又は認定こども園）を整備し、運営する民間事業者（整備運営事業者）を募集するものである。

2 保育施設整備予定地の概要及び貸付条件

(1) 土地概要

- ① 所有者 三豊市
- ② 所在地 三豊市高瀬町比地字柳添180-3、181-1、182-1
- ③ 敷地面積 1967.10㎡

※詳細は「12 位置図、現地写真、公図、土地詳細」を参照

(2) 貸付条件

- ① 土地の貸付料は、無償とする。
- ② 土地の貸付期間は10年以上30年未満とし、市と協議の上決定する。なお、貸付期間満了後、再貸付について市と協議することができる。
- ③ 貸付土地について、三豊市と財産無償貸付契約を締結する。
- ④ 貸付土地は、保育施設以外の用途には使用しないこと。
- ⑤ 貸付土地は、第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ⑥ 貸付土地の維持管理に要する費用は、整備運営事業者の負担とする。
- ⑦ 貸付契約締結後、貸付土地の地質調査・造成・整地等を行う場合に要する費用は、整備運営事業者の負担とする。
- ⑧ 貸付土地にある既存の建物・工作物・樹木等は市が解体するが、整備運営事業者と協議の上、一部を現状のまま貸付けできるものとする。
- ⑨ 返還時には現状復旧すること。ただし、本市と協議の上、その必要がないと市が認めた場合は、その限りではない。

3 担当部局

〒767-8585 三豊市高瀬町下勝間2373番地1

三豊市健康福祉部 保育幼稚園課

電話 0875-73-3036

FAX 0875-73-3023

E-Mail hoiku@city.mitoyo.lg.jp

4 事務手順

整備運営事業者の決定にいたる事務手順は、以下のとおりとする。

1	公募開始（市ホームページ掲載）	平成31年1月7日（月）
2	質問書受付締切	平成31年1月11日（金）正午まで
3	質問書に対する回答（市ホームページ掲載）	平成31年1月18日（金）（予定）
4	提出書類受付締切	平成31年1月30日（水）17時まで
5	審査（ヒアリング）	平成31年2月6日（水）午後
6	審査結果通知	平成31年2月上旬（2月6日以降）

5 保育施設の整備運営条件及び応募資格

（1）整備運営条件

- ① 整備する施設は、認可保育施設（保育所又は認定こども園）とすること。
- ② 保育施設の運営開始は、原則、2020年（平成32年）4月1日とする。ただし、市と協議の上、やむを得ないと市が認める場合は、変更を認めることがある。
- ③ 定員は50人以上とし、定員の50%以上を3歳未満児とすること。

（2）応募資格

- ① 法人（個人での応募は不可、社会福祉法人、学校法人、株式会社等の法人）であること。
- ② 三豊市の教育・保育行政をよく理解し、延長保育、障害児保育等の市民ニーズに対して積極的に対応できること。
- ③ 認可保育施設（保育所、認定こども園、小規模保育事業等）又は企業主導型保育施設をすでに運営していること。
- ④ 事業を遂行できる十分な資力・知識・技術能力等を有し、継続的に安定した保育施設運営を行うことができること。
- ⑤ 社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、厚生労働省の通知・通達、三豊市条例等を熟知し、遵守できること。
- ⑥ 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
- ⑦ 会社更生法・民事再生法による更生・再生の途中でないこと。
- ⑧ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- ⑨ 現在、役員に破産者又は禁固以上の刑に処されているものがないこと。

6 募集要項の入手方法

三豊市ホームページのトップページ「新着情報」又は「行政情報→公募・募集・職員採用」に掲載する「三豊市公共用地活用型民間保育施設整備運営事業者募集（公募型プロポーザル）」から、関係する書類をダウンロードし、入手する。なお、窓口での配付は行わない。

7 提出書類の受付

- （1）受付期間 平成31年1月30日（水）17時まで（必着）
- （2）提出方法 郵送又は持参

(郵送の場合は書留とし、期限までに到着するよう発送すること。)

(3) 提出先 〒767-8585 香川県三豊市高瀬町下勝間2373番地1
三豊市健康福祉部保育幼稚園課 宛

(4) 注意事項

応募資格や整備運営条件等に適合しない場合や、提出書類に不備・記入漏れ等がある場合は失格とする。また、受付期間後の提出書類の差し替えや内容変更は認めないので、十分に確認し提出すること。

(5) 提出書類

各書類について、正本1部及び副本1部(副本は原本の写し可)を提出すること。各書類はすべてA4版又はA3版で片面印刷し、A3版はA4サイズに折り込むこと。

- 1 プロポーザル参加申込書【様式1】
- 2 施設整備計画書【様式2】
- 3 保育事業計画書【様式3】
- 4 収支予算書【様式4】
- 5 概要設計書(配置図及び平面図は必須とし、その他の図面は任意とする。
 - ・平面図には、部屋別の保育年齢、定員及び各室の床面積を必ず記載すること。
 - ・配置図、平面図等の設計意図を示した資料を添付すること(園舎、園庭、駐車場、各室等を適切に配置し、子どもが安全に過ごせるような配慮をすること)。
- 6 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)及び定款又は寄附行為の写し
- 7 役員名簿
- 8 組織図
- 9 現在運営している施設の概要及び事業開始年月が確認できる書類
(パンフレット等でも可)
- 10 直近3ヵ年の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表
- 11 直近3ヵ年の事業年度の法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税の納税証明書
(未納の税額がないことの証明)
- 12 労働保険料の納付証明書(労働局又は労働基準監督署による未納がないことの証明)
- 13 法人の設立趣旨、事業内容のパンフレット等構成団体の概要が分かるもの
- 14 切手を貼った返信用封筒(審査結果通知用)

8 質問及び回答

(1) 募集要項等に関する質問について

- ① 提出期限 平成31年1月11日(金)正午まで
- ② 提出先 三豊市健康福祉部保育幼稚園課のメールアドレス
hoiku@city.mitoyo.lg.jp
- ③ 提出方法 電子メールによる
- ④ 提出様式 質問書【様式5】

(2) 質問書に対する回答について

- ① 回答 平成31年1月18日(金) 予定

② 回答方法 三豊市ホームページに掲載する。

(3) 注意事項

① 質問について

質問書の提出については電子メールによること。電子メールの誤送信又は未達を防止するため、電子メールの送信後、電話にてメールの着信を確認すること。なお、質問に対して電話では回答しない。

(連絡先：三豊市健康福祉部保育幼稚園課 0875-73-3036)

② 回答について

質問書の回答については、三豊市ホームページに掲載するので確認すること。なお、回答に対する再質問は受け付けない。また、質問の内容によっては回答できない場合がある。なお、質問及び回答については公表するのであらかじめ留意すること。

9 審査及び評価

応募件数に関わらず、「三豊市公共用地活用型民間保育施設整備運営事業者選考委員会」を開催し、書類審査及びヒアリング審査を行う。ヒアリング審査の時間等詳細は、別途通知する。

(1) 書類審査及びヒアリング審査の項目

- 1 法人概要・実績・資金計画・収支予算
- 2 整備施設の内容
- 3 利用定員（待機児童対策につながる提案）
- 4 運営の基本方針
- 5 管理運営体制（職員配置・保育士確保・研修の取組み）
- 6 保育方針・給食
- 7 安全・健康管理
- 8 家庭（保護者）・地域との関わり
- 9 苦情解決・利用者の意見反映方法
- 10 独自性（自主事業・アピールポイント等の内容）

(2) ヒアリング審査

① 実施日時 平成31年2月6日（水）午後

② 実施場所 三豊市役所（予定）

※時間・場所等の詳細については別途通知する。

③ 審査方法

ヒアリング審査の出席者は4人以内とし、法人の代表者（又は事業責任者）、整備運営する保育施設の管理予定者（園長予定者）等の法人職員又は採用予定者に限る。ヒアリングでは、施設整備計画書・保育事業計画書等の説明（15分以内）と質疑応答（15分程度）を行う。なお、説明に際してパワーポイント等の使用を認めるが、内容については、事前に提出した書類に記載された内容に限る。

(3) 採点方法

「(1) 書類審査及びヒアリング審査の項目」の1～10をそれぞれ10点満点で評価し、合計100点満点で採点する。応募者の得点は、「三豊市公共用地活用型民間保育施設整備運

営事業者選考委員会」委員それぞれの得点を合計して評価する。

10 整備運営事業者の決定及び結果通知

書類審査及びヒアリング審査の結果を得点により順位付けし、最高得点の者を整備運営事業者として決定する。応募者が1者のみとなった場合も、ヒアリング審査を行った上で整備運営事業者を決定する。

審査の結果については、応募者全員に書面で通知するほか、三豊市ホームページで公開する。なお、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

11 その他の留意点

- ・ 提出書類等は返却しない。
- ・ 本件の応募に係る経費は、応募者の負担とする。
- ・ 整備運営事業者として決定された後の施設整備計画等の変更については、原則として認めない。ただし、サービスの向上につながるものや、施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査結果に影響を与えない場合のみ、本市と協議の上、認めることがある。
- ・ 整備運営事業者として決定された後、当初の建設計画や贈与金や借入金等の資金計画に大きな変更があった場合は、整備運営事業者としての決定を取り消すことがある。
- ・ 整備運営事業者として決定された場合であっても、法令の規制等により事業計画の実施が見込まれないなど、保育施設の整備及び運営が困難と市が判断した場合には、整備運営事業者としての決定を取り消すことがある。
- ・ 本件審査に係る審査委員への接触は、直接又は間接を問わず、禁止する。
- ・ 応募者やその関係者又はコンサルタント等から、市の担当者等に対して、自らの応募書類や事業計画の優劣等についての質問、個別相談、審査内容に係る問い合わせ等には、審査の公平性を期すため、審査の前後を問わず受け付けない。
- ・ 各整備計画等の応募者以外からの当該整備計画等に関する問い合わせには、一切応じない。
- ・ 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ① 提出書類が受付期間後に提出された場合
 - ② 提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - ③ 重大な違背行為があったと認められる場合
 - ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ⑤ 本件の審査に係る審査委員に接触した事実が認められた場合
 - ⑥ 応募資格及び整備運営条件を満たさない場合
 - ⑦ その他、関係法令等に違反すると認められる場合
- ・ 本件は、整備運営事業者を決定するものであり、国及び市の補助金を見込んだ整備計画が選定された場合でも、当該補助金の交付を約束するものではない。補助金の交付には、予算の議決及び別途手続きが必要であり、三豊市の指示及び指導に従うものとする。
- ・ 地域住民への説明や関係機関等との調整は、整備運営事業者の責任において行うこと。
- ・ 整備運営事業者は、応募した計画内容を確実に履行し、保育施設の整備及び運営に当たっては、関係法令等を遵守し、市の指示及び指導に従うものとする。

1 2 位置図、現地写真、公図、土地詳細

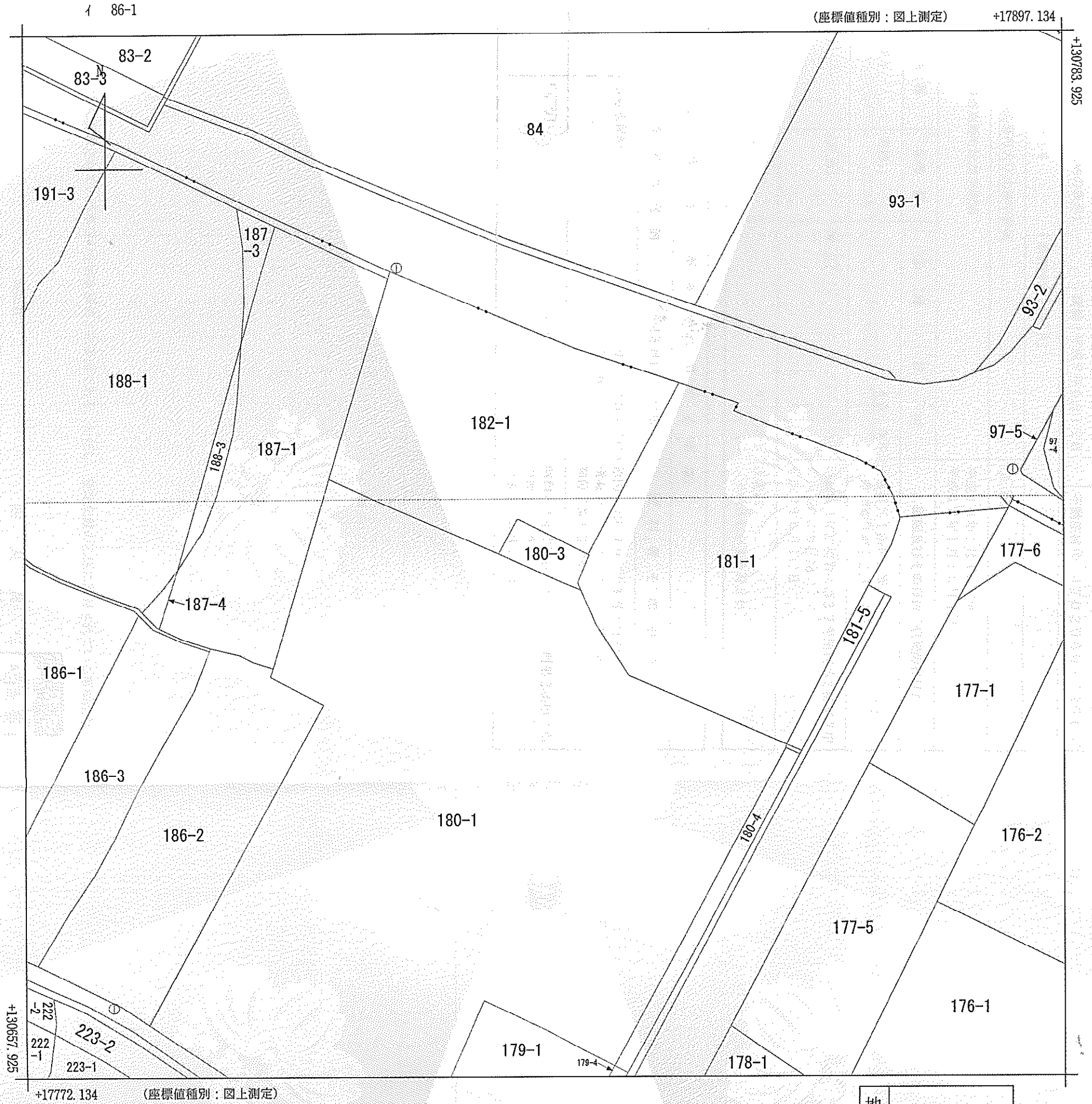
(1) 位置図



(2) 現地写真



(3) 公図



地番区域見出
高瀬町比地

請求部	所在	三豊市高瀬町比地字柳添			地番	180番3			
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	IV	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図
作成年月日	昭和44年1月			備付年月日(原図)	昭和54年4月1日		補記事項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

平成30年10月3日
高松法務局観音寺支局
登記官

地図整理番号：M02804
(1/1)

西丸真弓



(4) 土地詳細

香川県三豊市高瀬町比地180-3

全部事項証明書

(土地)

表題部 (土地の表示)		調製	平成9年6月12日	不動産番号	4702000152709
地図番号	952 954	筆界特定	余白		
所在	三豊郡高瀬町大字比地字柳添			余白	
	三豊市高瀬町比地字柳添			平成18年1月1日変更 平成18年1月16日登記	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
180番3	宅地	40 98		180番1から分筆 〔昭和49年12月12日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年6月12日	
余白	余白	47 83		③錯誤 〔平成30年10月2日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和49年12月12日 第17556号	原因 昭和49年11月1日売買 所有者 三豊郡高瀬町 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年6月12日
2	所有権移転	平成30年10月19日 第6963号	原因 平成18年1月1日合併 所有者 三豊市

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

平成30年11月12日
高松法務局観音寺支局

登記官

西丸真弓



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	平成9年6月12日	不動産番号	4702000152712
地図番号	952 954	筆界特定	余白		
所在	三豊郡高瀬町大字比地字柳添			余白	
	三豊市高瀬町比地字柳添			平成18年1月1日変更 平成18年1月16日登記	
①地番	②地目	③地積		原因及びその日付【登記の日付】	
181番1	宅地	④ 348 64		余白	
余白	余白	1052 49		③181番1、4に分筆 〔昭和45年2月24日〕	
余白	余白	1094 70		③錯誤 国土調査による成果 〔昭和45年7月6日〕	
余白	余白	1053 27		③181番1、5に分筆 〔昭和56年12月21日〕	
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年6月12日		

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和57年3月20日 第3941号	原因 昭和57年3月15日売買 所有者 三豊郡高瀬町 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年6月12日
2	所有権移転	平成30年10月19日 第6963号	原因 平成18年1月1日合併 所有者 三豊市

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成30年11月12日
高松法務局観音寺支局

登記官

西丸真弓



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	平成9年6月12日	不動産番号	4702000152717
地図番号	952 954	筆界特定	余白		
所在	三豊郡高瀬町大字比地字柳添			余白	
	三豊市高瀬町比地字柳添			平成18年1月1日変更 平成18年1月16日登記	
①地番	②地目	③地積		原因及びその日付〔登記の日付〕	
182番1	宅地	④ 116.00		余白	
余白	学校敷地	866		②昭和36年7月10日地目変更 ③187番3を合筆 国土調査による成果 〔昭和45年7月13日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年6月12日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	余白	所有者 三豊郡高瀬町 昭和45年7月13日登記 順位6番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年6月12日
2	所有権移転	平成30年10月19日 第6963号	原因 平成18年1月1日合併 所有者 三豊市

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成30年11月12日
高松法務局観音寺支局

登記官

西丸真弓



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。